

## 試用期間について

新年度が始まり、新入社員が入社してくる時期になりました。そこで今回は入社時に設ける「**試用期間**」について簡単に整理いたします。

### ① 長さはどのくらいか

決まりはありませんが、一般的には2～3ヶ月というところが多く、最長で6ヶ月が限度といわれています。

### ② 本採用しない場合の扱い

本採用しない場合に「本採用拒否」という言い方をしますが、法律上は原則として「解雇」扱いとなります。よって拒否する場合は30日前の予告や本採用をしない合理的な理由が必要です（※採用後14日以内の解雇であれば予告は不要）

### ③ 本採用拒否の正当性

欠勤や遅刻などの「勤怠不良」は正当性が認められやすく、思ったより仕事ができなかった等の「能力不足」は認められにくい傾向があります。また新卒者の方が中途採用者に比べて正当性が認められにくい傾向があります。これは日本の雇用環境が長期雇用を前提としていることからきており、新卒者については十分な時間をかけて教育する必要があるという見方があるからです。あと有期契約労働者についてはそもそも試用期間は無効という議論もあります。

### ☆ 編集後記 ☆

実家近くの池の名物「渡らない白鳥」です。かなり昔から住んでおり、年齢はおそらく20歳くらいだと思います。渡り鳥なのに渡ることなく一年中同じ場所にいます。近所の住民が毎日エサをやりまくるので居心地がいいんでしょうね。でも自然の摂理からするとほんとにこれでいいのか?と考えてしまっ休日のひとときでした(^\_^;)



態度はふてぶてしいです

## みらい労働法務事務所

〒530-0053

大阪市北区末広町3-21扇町センタービル6F

Tel : 06-6809-5092

Fax : 06-6809-5093

e-mail info@mirai-sr.com

URL http://mirai-sr.com



代表社会保険労務士  
谷口 史晃